



防災グッズ配布の不審電話にご注意ください!!!



県内在住の高齢者に対して、県の防災担当職員を名乗る者から「一人暮らしの高齢者向けに防災ヘルメットを配布している」との内容の電話をかけてくる事例が発生しています。

県および市では、高齢者に限らず県民の皆さまに防災ヘルメットなどの防災グッズを配布する事業は行っておりませんので、ご注意ください。

なお、不審な点があるときは、県防災危機管理課または市総務課消防防災係までお問い合わせください。

問合せ：青森県防災危機管理課 ☎017-734-9088・017-734-9181
総務課 消防防災係 ☎44-1111（内線 1354）

平川消防署からのお知らせ

目が覚めたら部屋は炎と煙に包まれていた・・・ あなたは何を思いますか？

住宅用火災警報器設置が義務化されてから 10 年になろうとしていますが、平川市の設置率は決して高くありません。

自分と家族の命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

□住宅用火災警報器とは？

住宅火災による死者の多くは「逃げ遅れ」によって命を失っています。火事が起きたことに気づかず煙によって視界と呼吸を妨げられ命を落とす・・・。このような状況を防ぐために全ての住宅に設置が義務付けられているのが「住宅用火災警報器」です。

□本当に効果があるの？

アメリカでは日本に先駆けて 1970 年代後半から住宅用火災警報器の設置を義務化していますが、現在は設置率が 95%以上となり、火災による死者は半分近く減っています。また、日本でも住宅用火災警報器の設置により死者は3分の2まで減少するという統計が出ています。

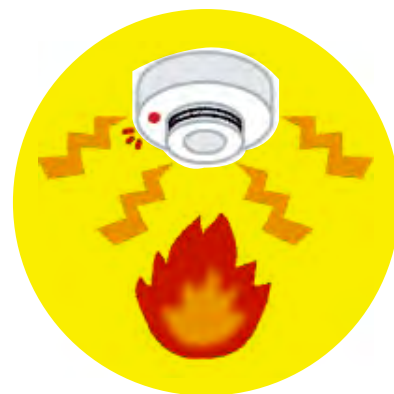
このように住宅用火災警報器は住宅火災による死者を減らす大きな効果を持っています。

□メンテナンスは必要？

電池式の場合は電池または機器交換が必要になります。電池の寿命はメーカーにより異なりますが 10 年程度です。定期的に作動確認を行い、作動しない場合は電池または機器の交換を行ってください。

住宅用火災警報器で助かる命があります。

自分と家族の大切な命を守るために住宅用火災警報器は必ず設置し、平川市の設置率 100%を目指しましょう。



平成 28 年の統計では日本全国の設置率は 81%にとどまっており、青森県は 73%と全国平均を下回っています（全国 42 位）。
また、平川市の設置率は県平均を更に下回る 50%と、とても低い水準です。

問合せ：平川消防署 ☎44-3122
碓ヶ関分署 ☎45-2240